

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業の社会的責任としてお客様・株主、取引先、社員のそれぞれに利益をもたらす「三面等価の原則」を基盤に、迅速な経営意思決定と機動的な業務執行、経営の効率性・公正性・透明性を確保する経営管理システムの強化であり、最も重要な経営課題のひとつとして位置づけております。
当社のコーポレート・ガバナンスに対する取組み内容は以下のとおりであります。

1. 経営環境変化に迅速に対応する経営管理システム

当社は月次開催の取締役会他に週単位でEXCOミーティングを開催し、取締役会決議に基づく業務執行の迅速化及び効率化を図っております。また、取締役任期を一年と定め経営に対する責任を明確化し、執行役員制度により取締役は経営政策・戦略の立案及び経営監督に専念し、執行役員は業務執行に専念する体制を布いております。

2. コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス強化は企業の社会的責任であるとの観点から、当社は法令・社会規範・企業倫理等を遵守し、監査役は適法性及び経営判断の原則に基づき取締役の職務執行の監視を行っております。監査役は、その過半数を社外監査役で構成し、監査の公正性・透明性を確保するとともに内部監査室の業務監査によりコンプライアンスの強化に努めております。
また、万一法令違反が発生した場合、迅速に対応できるよう社内外に通報窓口を置く内部通報システムを導入するとともに、企業倫理委員会を設置しコンプライアンスの一元的推進を図る体制の整備に取り組んでおります。

3. 財務報告の適時・適正な開示体制の整備

当社は通期、半期の他に四半期ごとの財務及び営業の概況に関する開示を行っております。監査法人による定期的な監査結果報告会でのチェック及び監査役監査により適時・適切な財務報告とその信頼性確保に努めております。

4. リスク管理体制

当社のリスク管理は、各部署において行い、発生時に適宜適切な措置を行ってまいりましたが、現在、全社的リスクと各部門・部署で想定されるリスクの識別・分析・評価を行い、カテゴリーごとの予防的リスクマネジメント及び発生時の危機管理体制を確立する体系的なリスク管理システムの整備に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ディジコ・ホールディングス・リミテッド	1,416,000	57.44
堤征二	1,217,000	4.93
大久保仁雄	919,307	3.72
株式会社オーエイ	770,448	3.12
ジュラブリョフ オレグ	300,000	1.21
水上春代	188,766	0.76
ベリテ従業員持株会	177,904	0.72
株式会社菅田	151,000	0.61
株式会社ツツミ	147,440	0.59
株式会社ナガホリ	88,440	0.35

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 デジコ・ホールディングス・リミテッド(非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、親会社等との全ての取引等につきまして、市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定していることから、親会社等との取引等を行う際における少数株主の権利は保護されているものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 11名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 **更新** 5名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
チェットン・シー・チョクシ	他の会社の出身者	○				○	○	○		

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
チェットン・シー・チョクシ		---	経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を当社の経営に活かすため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は、会計監査人が行う会計監査の監査状況及び監査結果の報告会を定期的実施するとともに、監査室が行う内部監査の監査状況及び監査結果の報告会を定期的実施し、監査状況の把握に努めております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤田宗巳	他の会社の出身者					○			○	
宮川克將	他の会社の出身者					○			○	

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
藤田宗巳		---	他社の監査役、代表取締役等の経験を活かして幅広い見地から、当社の経営全般に対して指導及び監査するため。
宮川克將	○	---	他社の取締役としての経験を活かして幅広い見地から、当社の経営全般に対して指導及び監査するため。 また、同氏は当会者及び関係会社との間に特別な利害関係がないことから一般株主との利益相反のおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

平成17年5月1日よりのストックオプション制度が平成20年4月30日の権利行使期間が終了したため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり
針の有無

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等の額又はその算定方法に関する方針は、役位ごとの役割の大きさ及び責任範囲に基づいて支給することとしております。その内容は月額報酬と賞与から構成されております。賞与は、当期の会社業績などを勘案し支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、原則として開催日の3日前までには議案を取締役会事務局である総務部から社外取締役及び社外監査役に通知しており、必要な場合には事前説明を行っております。社外監査役は、会社の政策・戦略の概要及び当面の問題点等についての情報を月次監査役会等で常勤監査役から書面または口頭による報告を受けており、内部監査室をはじめとする各部署への調査依頼権限を有し、必要に応じて報告を受けております。また、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及びその時期を監査役会規程に加えて施行し、監査環境を一層整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会を意思決定の中核機関と位置づけ、重要な事項を決定しております。また、取締役及び執行役員を主なメンバーとするEXCOMミーティングを定期的開催し、環境変化に対応して適切、迅速に意思の伝達と業務執行が行われる体制を布いております。取締役は執行役員業務執行につき監督し、執行役員は担当する部門・部署の業務執行の推進、統括に専念するとともに、業務が適正且つ円滑に行われるべく監督を行っております。また、当社は監査役3名による監査役会を設置しており、うち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会に出席し、また代表取締役との会合を定期的に行い、取締役の経営判断及び経営監督の適法性、妥当性を監視しております。内部監査状況につきましては、独立した内部監査機関である監査室において店舗及び本部の業務執行監査にあたっております。監査室は、コンプライアンス及び社内規程に抵触する事項または抵触する恐れのある事項の有無を監査し、報告書を作成し代表取締役に結果報告を行っております。また、問題点を発見した場合、関係各部署に対し改善を要請し、随時改善状況の報告を受けております。また、会計監査人につきましては、霞が関監査法人を選任し会計監査を受けております。霞が関監査法人とは、平成21年6月に契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社が現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としては、取締役の相互監視機能に加えて、株主の利益をより重要視した立場の監査役会及び監査役による監査を行うことで、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを有効的に確保することができるものと判断したためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IRフェア等に出展しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署は経営企画室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は経営上の意思決定を迅速且つ適正に行い、情報の適時・適正な開示による株主重視の効率的で透明性ある企業経営に取り組んでおります。経営活動をなお一層強化し充実を図るためのコントロール機能として、内部統制を位置づけ整備を行うことを基本方針としております。内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制¹⁾当社は、取締役及び使用人の判断と行動の規範として「企業倫理憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達、徹底することによって、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とするコンプライアンス体制を構築、整備するものとしております。経営陣として特に厳しいコンプライアンスを求められる取締役を対象とした取締役規則を定め遵守するものとしております。また、取締役会は、取締役相互の職務執行の監督及び意思疎通を継続的に行うものとしております。
- 2) 代表取締役を内部統制管掌取締役及び統括責任者とした内部統制委員会を編成し、内部統制システムの構築、整備、維持、向上を図るとともに、代表取締役直属の監査室による使用人の業務執行における法令・定款・社内諸規則等の遵守について内部監査を行うものとしております。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに係る事実についての通報体制として、社内コンプライアンス窓口及び社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部公益通報保護規程」に基づく運用を行うものとしております。
- 4) 監査役会設置会社である当社は、取締役の職務執行を監査役監査の最も重要な対象としており、また取締役が他の取締役の法令・定款等の違反を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告しその是正を図ることとしております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
管理部門担当責任者を取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の統括責任者とし、それら情報の保存及び管理を「文書管理規程」に定め、保存媒体に応じた検索性の高い状態で保存、管理するものとしております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 内部統制管掌取締役を統括責任者とし、「リスク管理規程」を制定し経営上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この規程に沿った管理体制を構築、整備することとしております。
- 2) 各部門・部署は経営上の危機として業務執行上予測しうるリスクの洗い出しを行い、内部統制委員会はそれらを基に各リスクのカテゴリーを識別し、リスク毎のリスク管理責任者を定め、個別リスク管理体制とともに、全社的リスク管理体制の構築を図ることとしております。
- 3) 不測の経営危機事態発生時は、代表取締役を本部長として「危機対策本部」を設置し迅速な対応を行い、被害を最小限にとどめる体制を整えるものとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制
1) 当社は、執行役員制度に基づき、取締役の経営意思決定及び経営監督への専念と、執行役員の業務執行への専念による効率的な会社運営を図るものとしております。
- 2) 当社は毎月取締役会を開催し、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し経営上の重要事項を審議、決定しております。
- 3) 取締役会決議に基づく執行役員の業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」「業務管理規程」等においてそれぞれの業務の役割・機能、責任と権限、執行手続及び責任者を定め執行するものとしております。随時設置されるプロジェクト、タスクも同様であります。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
1) 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中の使用人への指揮権は監査役に委譲され、解任・人事異動・賃金改定等の処遇については監査役の同意を得た上で取締役会が決定するものとしております。
- 2) 監査役補助使用人は、業務執行に係る役職を兼務しないものとしております。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制及び監査役による監査が実効的に行われることを確保する体制
1) 監査役は、当社の業務、業績に影響を与える重要事項につき、取締役及び使用人が監査役に報告すべき必要事項と時期の定めを含む「監査役規程」に基づき、監査に必要な報告を得ることができます。また、前記に関わらず監査役は必要に応じて随時取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。
- 2) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行過程を把握するために、取締役会等重要と判断した会議に出席し、情報を得ることができます。また、代表取締役との定期的な意見交換の場を設け意思の疎通を図るものとしております。
- 3) 「内部公益通報保護規程」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、会社全体で断固として対決します。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決します。当社における反社会的勢力排除に向けた体制としては「ベリテ企業倫理憲章」においてコンプライアンスの基本原則を定めており、代表取締役はその精神を継続的に伝達することにより法令遵守と社会的規範に基づいた行動を全社で徹底するものとしております。また、警察や弁護士等の専門機関と連携を強化し、社内啓蒙活動に努めるものとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

